

第2章 学習ニーズに応じた学習機会の充実

第1節 生涯各期に応じた学習機会の充実

【基本方針】

人の成長には、各発達段階に応じた課題があります。これは、様々な困難を乗り越えすばらしい体験をしながら、発達段階にふさわしい人格形成を目指すためのものです。人生のそれぞれの時期に、直面するであろう問題の解決のためには、どのような学習を必要とするかを見極めることも必要です。

また、人格は、一人ひとりの日常生活に影響されながら形成されます。ほとんどの人は家庭に生まれ、育ち、就学し、職業に就いて定年を迎えるといったライフスタイルがあります。

乳幼児期は生活の中心が家庭であり、学校に通うようになると、家庭と学校、さらに地域へと生活の場が広がります。そして、職業に就くと職場を中心に様々な人間関係が生じてきます。人の成長過程では、これらすべてが人格形成に大きな役割を果たします。

人々にとっては、日常生活のそれぞれの場において、実生活に即した学習課題があるといえます。

そこで、生涯各期の学習課題を整理するとともに、それぞれの生活の場における学習課題も整理し、関係機関と連携して、学習機会の提供に努めます。

生涯学習各期の学習目標】

区 分	学 習 目 標
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none">●乳児の心身の健康な発達に関わる家庭の役割や環境を理解し、適切な環境を整えるために努力する。●乳児の心身の発達過程を理解し、発達段階に対応した望ましい子育てのあり方を考える。●基本的な生活習慣を身につける。●現代社会の状況を把握し、マイナス面を補う教育のあり方を考える。●家庭環境や家族の人間関係が果たす役割を理解し、適切な環境を整え、子育てについて共通認識をもつよう努める。●集団生活の中で、身近な友達との遊びが成り立つように努める。●自然に親しみ動植物を愛する心と、生命を尊重する心を養い、豊かな情操を育てる。

<p>青少年期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●楽しく、充実した学校生活を送る。 ●基本的な知識や基本的技能を身につけ、自己学習能力を高める。 ●スポーツ・レクリエーションに親しみ、心身の健全な発達を促す。 ●自然の中での遊びや生活体験を通して、豊かでたくましい心を育てる。 ●地域活動への参加を通して、家庭や地域社会での役割を理解し、その一員としてのあり方を学習する。 ●団体活動や体験学習でのふれあいを通して、社会性、自発性、及び協調性を伸ばす。 ●郷土の文化にふれながら、郷土愛をはぐくむ。 ●自国と諸外国の生活と文化を理解し、国際社会の一員としての資質を育てる。 ●自己の確立に努め、人生観、社会観を探求する。 ●市民としての必要な知識を習得するとともに、社会的に責任ある態度、行動のあり方を学ぶ。 ●異性を理解し、結婚と家庭生活に必要な知識、技術を習得する。 ●胎児の発育と健康について学習し、生命の尊さや胎内環境の重要性について理解する。 ●職業観を確立し、自らの生涯計画を立て、職業に関する専門的知識や技術を習得する。 ●文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動などの地域活動に参加し、その意義について理解を深める。
<p>成人高齢期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭の責任者としての自覚と責任をもち、家庭教育の充実を図る。 ●職業人として、職業についての専門的知識、技術の向上に努める。 ●社会人として、社会参加の道を広く求め、社会的自立と自己実現を目指す。 ●充実した余暇活動により、生活の楽しみを広げ、豊かな個性と社会性をはぐくむ。 ●地域の芸術・文化活動や世代間の交流活動の中で、各々の役割を果たすとともに、地域の人々との相互理解に努める。 ●世界の中の日本人として、国際理解を深めるとともに、交流活動への参加や知識、技術を国際社会で生かすことを考える。 ●健康保持と生活上の安全確保に関する習慣や態度を養う。 ●趣味を広げ、生きがいを見出す学習機会を進める。 ●職業人として培った専門性を、職業活動の継続や地域活動への参加に生かす。 ●自分の生き方・役割を認識し、積極的に若い世代と交流する。 ●地域の中で、知恵や技術を生かした文化の伝承に努める。

【生活の場における学習目標】

区 分	学 習 目 標
市民生活 全般	<ul style="list-style-type: none"> ●生活と安全、疾病予防、健康の保持・増進に関する知識を深め実践する。 ●芸術に親しみ、豊かな心を育て、感性を磨くとともに、郷土の文化を理解し、継承する。 ●スポーツ・レクリエーションを楽しみ、健康の保持・増進に努めるとともに、自然とふれあう活動を通して心身のリフレッシュを図る。 ●世界の国々に関心を持ち、それぞれの社会・生活文化を学習し、世界の中での日本の役割を見つめる。 ●基本的人権を尊重し、あらゆる差別に立ち向かう心を育てる。
家庭生活	<ul style="list-style-type: none"> ●夫婦、親子のあり方について考え、家族間の相互理解を深める。 ●家庭の教育環境を整えるとともに、その実践を家族が協力して行う。 ●「しつけ」について学び、望ましい態度や行動、生活習慣が身につくようにする。 ●青少年の健全育成について、家庭・学校・地域が密接な連携を図りながら推進する。
学校生活	<ul style="list-style-type: none"> ●社会人、職業人となるための基礎的な知識、技能を身につける。 ●決まりを守り、社会の構成員の一人であることを自覚する。 ●友達を大切にし、思いやりの心を育てる。 ●学習が生涯にわたって必要であることを理解し、学習の手段・方法を工夫する。 ●自分の将来を考える。
職業生活	<ul style="list-style-type: none"> ●自己の生活観、人生観、世界観の確立に努め、将来の進路に関心をもつ。 ●職業人として、優れた専門的知識や技術を身につける。 ●自分の職業に誇りと責任をもつ。 ●退職後の日常生活に備えて、幅広い知識・教養と技術を身につける。 ●家庭と職場の両立に努める。
地域生活	<ul style="list-style-type: none"> ●先人の残した文化遺産を大切にし、保護・伝承に努める。 ●地域活動に積極的に参加し、地域コミュニティづくりに役立てる。 ●地域社会の課題を見極め、その解決に向けて活動を展開する。 ●郷土を愛し、郷土の生活環境の維持、改善に貢献する。

【推進方策】

1 乳幼児期の学習機会の充実

内 容	担当課
家庭でのしつけや教育を基本としつつ、これを支援するため、民間保育園に委託して実施している子育て支援センター事業を推進します。	子育て支援課
保育所(園)・幼稚園での保育内容・教育内容の充実に努めます。	子育て支援課 学校教育課
児童センターや図書館での乳幼児向け事業の充実に努めます。	図書館 子育て支援課
マタニティー教室への参加を促進します。	健康管理課
新生児・妊産婦訪問指導事業・こんにちは赤ちゃん事業の推進を図ります。	健康管理課
発達でチェックポイントとなる月令の乳幼児を対象に乳児相談を実施し、乳児への個別指導とともに、母親同士の交流機会を提供します。	健康管理課
1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査を通し、疾病や障がいの早期発見と、事後指導に努めます。また、フッ化物塗布の実施によりむし歯予防、その他育児に関する支援により、栄養や生活習慣の確立に努め、幼児の健康の保持促進を図ります。	健康管理課
2歳児を対象にした2歳児歯科健康診査を開催し、歯科健診・フッ化物塗布及び口腔内管理指導を進めます。また、1歳6か月児健康診査の事後指導者の経過を把握します。	健康管理課
保育所(園)・幼稚園巡回歯科指導を実施し、園児及び保護者に対し、歯の大切さを周知します。	健康管理課

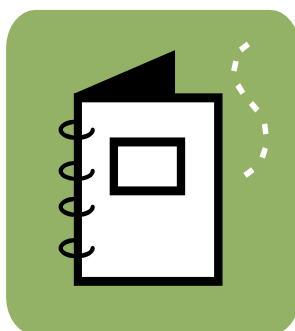
2 青少年期の学習機会の充実

内 容	担当課
学校教育での体験学習を充実します。(福祉教育、環境教育、職業体験教育、国際理解教育など)	学校教育課
児童センターや公民館、図書館などにおける子ども向け事業の拡充を進めます。	子育て支援課 公民館 図書館
学校と保健センターが連携し、小・中学校歯科指導を推進します。	学校教育課 健康管理課
子ども会やスポーツ少年団、ボーイスカウトなどの活動を支援し、異年齢同士の交流機会を提供するとともに、地域の保護者以外の大人との交流を促進します。	生涯学習課 体育課

公民館や東部台文化会館での青年教室の拡充に努めます。(生け花教室・料理教室・英会話など)	公民館 東部台文化 会館
保育施設や高齢者施設、障がい者施設での高校生や大学生等のボランティアの受け入れを促進します。	障害福祉課 高齢者支援課 生涯学習課
若年層を対象としたボランティア研修を進めるとともに、個人登録を促進します。	社会福祉課
若年世代のスポーツ・文化団体への加入促進を図るとともに、自主グループの結成を支援します。	体育課 生涯学習課
地域の教育力を活用し、子どもの安全な居場所づくりを推進します。	生涯学習課

3 成人高齢期の学習機会の充実

内 容	担当課
趣味や実用的な教室を主体に開催し、生活に役立つ学習機会を提供して、家庭や地域社会への還元を促進します。	関係各課
職業人としての教育は、企業内教育や自主学習を基本としつつ、高等学校の開放講座や大学の公開講座の利用促進を図ります。	生涯学習課
健康保持や生きがいを広げるための学習機会を提供します。	高齢者支援課 健康管理課
職場で培った専門性を地域で生かすための機会を提供します。	生涯学習課



第2節 学習ニーズに応じた学習機会の充実

【基本方針】

国際化や高度情報化、少子高齢化、環境問題、生活習慣病の増大と健康志向の高まり、女性の社会進出など現代の社会状況は急激に変化しています。このことは市民生活にも大きな影響を与えています。

たとえば、人・もの・金・情報の国境を越えた交流は、経済活動ばかりではなく、人々の日常生活も影響を受けています。そのため、外国との違いを正しく理解し、自国の文化と歴史に誇りを持つなど、国際社会の中で生き抜いていく資質を身につけるよう支援します。

また、通信機器やコンピューター技術の進歩によって、高度情報化が急速に進み、人々のライフスタイルに変化をもたらしていますが、情報をどのように活用するかは、豊かな生活を実現するうえで重要です。そのため、市民が各種の情報システムを有効に活用し、様々な情報を主体的に選択して活用する能力を身につけられるように支援します。

「人生 80 年時代」と言われる高齢化社会において、高齢期が第二・第三の人生として、それまで培ってきた能力を生かし、生きがいをもちながら、積極的に社会参加できる環境づくりと、楽しみながら学習活動を継続していけるよう支援します。また、介護が必要になった場合にも、必要なサービスを効果的に利用しつつ、家族や地域住民の協力を得ながら在宅生活を継続できる知識も身につけられるよう支援します。

人口が継続的に減少し高齢化が進展するというこれまで経験したことのない時代の到来は、労働力の減少や経済成長の制約、若年世代の負担増など社会全体に大きなマイナスの影響が懸念されています。

人口減少社会の深刻さを軽減し、出生率を回復させる取り組みがはじまっていますが、少子化の大きな要因として指摘されている結婚や子育てに魅力がなくなり、その負担感が増してきたことを、人々が正しく認識する必要があります。そこで、「男女がともに暮らし、子どもを産み育てることに夢をもてる社会づくり」の情報や学習機会の提供に努めます。

環境問題は、いまや国際的、地球規模的に深刻な問題として提起されています。そのため、このような状況と人々の生活レベルとの密接な関係が良くわかるような学習機会を提供します。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが行われておりますが、地域社会や家庭、職場には、それを阻む性別役割分担意識がいまだに根強く残っています。

男女共同参画社会を形成していくために、一人ひとりの中にあるこうした固定的観念を解きほぐしていくための意識啓発の機会も提供します。

社会構造の変化や食生活の変化、高齢化が進展する中で、健康に影響を与える環境や疾病構造が大きく変化し、生活習慣病の増加が目立っていることなどから、健康に対する関心が非常に高くなっています。このため、人々が心の健康を含め、栄養のバランス、十分な睡眠と休養、適度な運動を心がけるよう、ライフスタイルに対応した健康づくり

について普及・啓発と実践を促進します。

情報化社会は、一方では消費行動の複雑化や多様化をもたらします。こうした状況に対応するため、消費者意識の向上を図るための学習機会を提供します。

【推進方策】

1 国際理解に関する学習機会の充実

内 容	担当課
国際理解のための体験教育として、中学生の海外派遣事業を進めます。	学校教育課
ELTによる一層の外国語教育の充実を図ります。	学校教育課

2 情報社会に関する学習機会の充実

内 容	担当課
情報化に対応した教育の推進のために、小中学校では ICT 機器を設置し、機器操作のスキルアップとともに、情報活用能力の育成に努めます。	学校教育課

3 高齢化社会に対応した学習機会の充実

内 容	担当課
シルバー人材センターやシルバーボランティアなど、地域で高齢者の能力を生かす機会に関する相談や情報提供を進めます。	高齢者支援課
高齢者の就業ニーズに対応するため、関係機関との連携・協力を図り、職業能力開発を支援します。	高齢者支援課
長寿クラブ活動や生涯大学など、高齢期における学習機会を充実します。	高齢者支援課
高齢になっても自立して生活が継続できる健康づくりや食生活についての学習機会を提供します。	健康管理課
介護が必要な状態になることを防ぎ、自立した生活が送れるための方法等の学習機会を提供します。	高齢者支援課
財産の管理や相続など、高齢期特有の問題についての学習機会を提供します。	高齢者支援課
介護が必要になった場合の、各種保健・福祉サービスを活用して、生活の質を高める方法についての学習機会を提供します。	高齢者支援課

4 少子化に対応した学習機会の充実

内 容	担当課
少子化の現状やそれがもたらす影響、少子化が進行してきた要因について理解を深める学習機会を提供します。	子育て支援課 生涯学習課
「子どもを産み育てることに夢をもてることのできる社会づくり」に向け、個人や家庭、職場、学校や地域社会などそれぞれの役割についての学習機会を提供します。	子育て支援課 生涯学習課

5 環境問題に関する学習機会の充実

内 容	担当課
保育所(園)・幼稚園・学校において、動植物とのふれあいや自然に親しむ教育を推進します。	学校教育課 子育て支援課
地球温暖化問題等の地球規模の環境問題と市民生活との関わりを学習する機会を充実します。	環境保全課
3R(ごみの発生抑制、再使用、再資源化)に関する学習機会を提供します。	環境保全課

6 男女共同参画に関する学習機会の充実

内 容	担当課
子育て、介護、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)など、市民生活を取り巻くさまざまなテーマについて、セミナーや各種教室等を開催し、男女共同参画社会づくりの啓発を進めます。	企画政策課 子育て支援課 公民館

7 健康に関する学習機会の充実

内 容	担当課
健康診査の結果等を基に、生活習慣病予防を目的とした個別面接指導や訪問指導等を実施します。	健康管理課 国保年金課
保健委員や食生活改善推進員に対して、研修機会・研修内容の充実に努め、ポピュレーションアプローチの担い手として育成していきます。	健康管理課
健康相談では、母子や生活習慣病、その他疾病相談のほか、歯科相談や栄養相談を実施します。	健康管理課
健康づくりの意識啓発として、市民を対象にした健康教室、栄養教室等を開催します。	健康管理課

8 消費生活に関する学習機会の充実

内 容	担当課
消費生活モニターや市民を対象として各種研修会を開催し、消費生活に関する情報や知識の向上に努めます。	生活課

第3節 地域課題に対する学習機会の充実

【基本方針】

人々が、良好な地域環境の中で、地域の一員としての役割を発揮しながら、いきいきと、そして安心して生活するためには、自らが地域づくりに参画することが重要です。

また、生活の場である地域で、魅力あるふるさとづくりを進めるためにも、人々が主体性をもってまちづくりに取り組むことが求められます。そのため、地域の環境問題やまちづくりに対する認識を深め、具体的活動に取り組めるよう意識啓発を進めます。

現代社会は、家庭と地域社会とのつながりが薄く、子育ての負担が、家庭に、特に母親にかかってしまう傾向があります。しかし、子どもは地域の様々な人との関わりあいの中で成長するものです。そこで、地域の幅広い資源を活用し、地域社会全体として、子育てを支援できるよう意識啓発や人材育成を進め、家庭が子育てにゆとりをもって行うための情報提供や学習機会の充実を図ります。

地域には、何らかの支援を必要とする高齢者や障がい者もいます。こうした人たちが、地域社会の中で共に生きていくことがノーマライゼーションの考え方です。しかし、人々がこうした考え方をもつには、実際に支援を必要とする高齢者や障がい者との交流が必要です。そのため、地域で多様なボランティア活動が活発になるよう意識啓発や相談、ボランティア体験などの機会を提供します。

次代を担う青少年の自立・成長は、すべての人々の願いですが、今日の社会状況や地域環境、家族形態の変化は、青少年の自立・成長にとって、大きな影響を及ぼしています。

こうしたことから、青少年に様々な体験学習の機会を提供し、家庭・学校・地域が連携して、青少年を温かく見守ることのできる環境の整備と啓発活動を進めます。

地域の個性は、長い歴史の中で築かれたものであり、現在ある文化財や民俗資料、祭りや芸能は、まさに地域の個性を語り表現するものとなっています。しかし、後継者不足などから継承が困難な状況もあります。そこで、地域の伝承文化の調査や記録の保存、保護を行うと共にその必要性を周知する活動を進め、伝統芸能等保存団体の活動を支援し、後継者の育成を図ります。

本市は、過去に地震や風水害の被害を受けた経験がありますが、災害の予防や被害の軽減を図るためには、こうした経験を風化させず次世代にも引き継いでいく必要があります。

ます。そこで、かつての災害時の対応を教訓とし、防災訓練など人々の防災意識の高揚を図るための学習事業を進めます。

また、今日の社会は、これまで想定しえなかった事件や事故が多発しています。そこで、窃盗や詐欺などの犯罪や、薬物乱用防止などの意識啓発を進め、事件や事故などの人的災害に巻き込まれた場合の対応についても学習機会を提供します。

経済の国際化などに伴って流入する様々な情報を理解し、的確に選択して活用することは、これからの地域経済・産業活動にとって大切なことです。そこで、関係機関・団体との協力のもとに、本市にある企業・事業所(農業・商業・工業・サービス業など)の経営基盤の強化に関する研修や、職業能力を向上させるための学習機会を提供します。

【推進方策】

1 地域の環境問題に関する学習機会の充実

内 容	担当課
ごみ処理、不法投棄、水質汚濁といった地域の環境問題と市民生活のかかわりについての学習機会を充実します。	環境保全課
3Rの推進にあたり市民生活とのかかわりについての学習機会を充実します。	環境保全課
公共施設への植栽、花いっぱい運動、ゴミゼロ運動などにより、市民の環境美化意識の啓発を進めます。	環境保全課
ミヤコタナゴの生態や動植物調査など、地域の環境保全に関する学習機会を充実します。	生涯学習課

2 まちづくりに関する学習機会の充実

内 容	担当課
市民の要請に応じて、市職員が学習会の講師となり、市民生活に必要な知識や情報を提供する出前講座の普及を図ります。	生涯学習課
災害に強い安心安全な街づくりを推進するために、資料を提供し住宅の耐震化の必要性などについて普及啓発に努めます。	建築課
河川の環境を常に良好な状態に保ち、治水・利水の意識の向上を図るため、河川愛護月間等における行事を通して河川愛護・美化思想の普及・啓発に努めます。	土木管理課
景観資源を有効に保全・活用した魅力ある地域づくりを目指し、うるおいと安らぎの感じられる街並みづくりを進めるため、市民等との協働による景観計画等を策定し、景観行政を積極的に推進するための啓発事業を展開します。	都市計画課
市長と話し合う会や市内の公共施設めぐりを実施して、まちづくりに関する学習の機会を提供します。	秘書広報課

水質汚濁を防止するため、公共下水道や農業集落排水への加入啓発を進めるとともに、既設の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換ならびにその合併処理浄化について啓発指導を進めます。	下水道課 農政課 環境保全課
「市民参加のまちづくり」に関する学習機会を提供します。	都市計画課

3 子育て支援のための学習機会の充実

内 容	担当課
保育所(園)や幼稚園、児童センター、子育て支援センターなどで、保育体験の学習機会を提供し、子育て支援ボランティア活動のきっかけづくりを進めます。	子育て支援課 学校教育課
家庭が地域の子育て支援機能を上手に利用するとともに、子どもの権利や虐待防止の啓発を進めるため、子育て支援ハンドブックを作成し、普及に努めます。	子育て支援課

4 ボランティア活動の促進

内 容	担当課
社会福祉協議会が運営する茂原市ボランティアセンターをボランティア活動の総合窓口とするとともに、社会福祉協議会と連携して茂原市ボランティアセンターの充実強化を図ります。	生活課
市民活動団体等ボランティア意識の高揚とボランティア活動の促進を図ります。	生活課
市民活動団体等ボランティア活動の情報提供と活動拠点の確保を図ります。	生活課

5 青少年の自立と成長を支援するための学習機会の充実

内 容	担当課
青年教室などにおいて、青少年の自立と成長を支援するため、社会の一員としての知識や心構えを理解し、結婚や家庭生活などに必要な知識、技術を習得するための学習機会の提供に努めます。	生涯学習課 公民館、東部 台文化会館
保健・福祉施設と連携して、胎児の発達や健康、老化などに関する体験学習機会を提供し、生命の尊さについて理解を促進します。	関係各課
青少年相談員の活動について周知を図り、青少年育成活動への参加促進や青少年の健全育成環境づくりについて、理解と協力を要請します。	生涯学習課
青少年の自立と成長にとって、家庭教育の果たす役割についての学習機会の充実に努めます。	生涯学習課 学校教育課

6 伝統文化の伝承・普及

内 容	担当課
郷土資料館を活用し、郷土史や伝統文化・技術の展示及び体験学習を進めます。	美術館・郷土資料館

7 危機管理に関する学習機会の充実

内 容	担当課
地震や風水害などの自然災害に対応するため、個々の市民や自治会等がとるべき予防や応急措置の方法について、学習会や説明会、訓練等の機会を提供します。	総務課 土木管理課
武力攻撃事態等及び緊急対処事態また大規模事故などの人的災害の対応について、学習機会を提供します。	総務課
関係機関と協力して、犯罪を防止するための地域啓発活動の充実と市民の防犯意識の高揚が図れるよう情報や学習機会を提供します。	生活課

8 地域産業や経済に関する学習機会の充実

内 容	担当課
関係団体や企業などの協力を得て、経営の近代化に向けた学習機会を提供します。	商工観光課
本市の農業を担う農業経営者に対し、農業関係機関との連携を図りながら、機械、施設、新技術の導入による省力化、企業的経営のノウハウや財務管理、生産管理を習得できる学習機会を提供します。	農業委員会 農政課
歴史的・文化的遺産や景観、イベント、特産物などの観光資源を有機的に活用して、本市の観光を振興するための学習機会を提供します。	商工観光課
職業訓練施設、各種教育研修施設、通信教育、放送大学などと連携し、学習情報の提供と学習機会の拡大、学習相談事業などを行い、市内の事業所や勤労者のニーズに適した資格取得のための学習を支援します。また、大学生の社会教育実習等の受入を行います。	商工観光課 生涯学習課
再就職を希望する人の能力を開発し、地域の企業などで活用できる技能を取得するための学習機会を提供します。	商工観光課

第4節 地域交流・国際交流の促進

【基本方針】

都市化や家族形態の多様化に伴い、ライフスタイルや生活時間が異なる様々な住民が地域に生活しているため、従来行ってきた地域住民の集いに参加できない、あるいは近くに住みながらあまり接触の機会がないということが増えています。そのため地域住民同士のコミュニケーションが不足し、相互理解が困難になっています。そこで、地域での交流活動に地縁的な団体ばかりでなく、趣味・スポーツなど嗜好的な団体や年代ごとの団体の参加を募り、多様な交流活動が展開できるよう支援します。

地域では、外国人や帰国子女も増加していますが、こうした人との交流を通じて、国際理解を深めるとともに、外国人や帰国子女も、茂原市民として、いきいきと豊かな生活が送れるよう情報提供や学習活動への参加を支援します。

【推進方策】

1 地域の交流機会の充実

内 容	担当課
地域の公民館や福祉センター等を拠点として活動している、地域の自主グループやスポーツ団体・ボランティア団体・青少年団体の情報交換や交流活動を支援します。	関係各課

2 国際交流の推進

内 容	担当課
姉妹都市との青少年や女性、行政など分野ごとの交流を進めます。	企画政策課
諸外国との文化交流やスポーツ交流を発展させ、産業や経済交流にもつなげていきます。	企画政策課
市民と行政の協働による国際交流協会の設立を推進し、活動を支援します。	企画政策課
語学ボランティアの育成・登録を進め、活動機会を提供します。	企画政策課
ホームステイボランティアの登録を進め、活動機会を提供します。	企画政策課

3 外国人の学習支援

内 容	担当課
外国人のための日本語指導、生活相談を行います。	企画政策課

外国人向けの各種情報資料を収集し、提供します。	企画政策課
外国人が、日本の伝統文化や家庭生活などを体験する機会を提供します。	企画政策課

4 帰国子女の学習支援

内 容	担当課
帰国子女に対し、日本の学校教育をスムーズに受けられるよう、語学ボランティアなどの派遣を進めます。	学校教育課

第5節 家庭教育の充実

【基本方針】

家庭では、人格形成の基礎を培う場であり、心身ともに健やかな子どもの成長を図るうえで重要な役割を担っていますが、家族形態の多様化、少子化などの進展により、子育てのノウハウが伝わりにくくなるとともに、集団生活を経験するという機能が低下しているため、必然的に家庭の教育力は低下しています。

しかし、これまでも家族だけで子育てができたわけではなく、地域の協力を得ながら、たくさんの人々との関わりのなかで、子どもを育ててきたのです。

そこで、家庭での教育と地域の教育力を生かす方法を学び、自身をもって子育てが行えるよう支援します。

また、発達の遅れなどが心配される子どもについても、育児や子育てなどに関する相談の機会を充実します。

【推進方策】

1 幼児家庭教育学級の充実

内 容	担当課
幼稚園や保育所(園)に通っている子どもの保護者を対象にした、子育てに関する学習機会を提供します。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課

2 家庭教育学級の充実

内 容	担当課
小学校の児童の保護者を対象にした、講演会や研修会、交流会の開催を支援します。	生涯学習課

3 育児相談・教室の開催

内 容	担当課
各保育所(園)や児童センターで行っている育児相談の利用を推進します。	子育て支援課
家庭児童相談室の活動を充実するため、相談員の研修や関係機関との連携を強化します。	子育て支援課
スクールカウンセラーの配置など、いじめや不登校の対策として教育相談の機会を充実します。	学校教育課
不登校児童・生徒を対象とした、適応指導教室の拡充を進めます。	学校教育課
通級指導教室を設置し、ことばや情緒面の相談指導を進めます。	学校教育課
保健センターでは、子どもの健康相談を進めます。	健康管理課
乳幼児期の個別相談や集団での親子遊び教室において子育て支援を進めます。	健康管理課



第6節 青少年健全育成の充実

【基本方針】

核家族化や少子高齢化の進展、都市化・情報化等により、青少年を取り巻く社会環境は急速に変化し、いじめ、不登校、少年非行等が大きな社会問題となっています。

青少年期は大人への準備期間として、人格の基礎を築き自己の可能性を伸展させる時期です。また、自らの人生をどう設計していくか考える時期としてとらえ、青少年の自立への意欲を高めるための支援を行うことが求められています。

次代を担う青少年が社会の形成に参画する意欲を持つことができるよう地域の方々の協力を得ながら、子ども会等による団体活動や職場体験などの体験活動を促進します。また、青少年指導センターを中心とした環境浄化と非行防止の充実に努めます。

【推進方策】

1 青少年育成体制の充実

内 容	担当課
青少年育成茂原市民会議、青少年相談員や青少年指導センターの活動を促進するとともに、子ども育成関連団体連絡協議会による相互の連絡調整や協力体制を図り青少年の健全育成につとめます。	生涯学習課
青少年問題協議会等において、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策に関し、行政機関相互の連絡調整や調査に努めます。	生涯学習課

2 青少年育成事業の充実

内 容	担当課
行政や青少年団体の活動について、子ども行事カレンダーを作成し、児童・生徒並びに保護者等への周知を図ります。	生涯学習課
子ども会等社会教育関係団体への補助や事業の共催、後援による連携の強化並びに協力体制を図り事業の充実に努めます。	生涯学習課
子ども会のキャンプ研修、職場体験、子どもセンターの体験学習フェスティバル等を通じ青少年の体験活動の充実に努めます。	学校教育課

3 環境浄化と非行防止

内 容	担当課
青少年指導センターを中心に、青少年指導員と警察や学校と連携した街頭補導活動、相談活動並びに不審者から子どもを守る活動に努めます。	青少年指導センター
環境浄化のため、有害図書ビデオ等自販機や有害な捨て看・貼り紙等調査・撤去に努めます。	青少年指導センター

第7節 学校教育の充実

【基本方針】

学校は、生涯学習の基礎の部分を選び、社会の変化に主体的に対応できる心豊かな、たくましい人間形成を図るうえで重要な役割を担っています。

学校教育では、次代を担う児童・生徒の健康で調和のとれた人格の形成と、一人ひとりの個性を伸ばす教育が求められていますが、社会の変化に伴い、児童・生徒を取り巻く生活環境やものの考え方にも変化が見られ、学力低下をはじめ、非行の低年齢化やいじめ、不登校の増加などの問題も生じています。

こうした中、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から『新学習指導要領』が完全実施されます。子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、それらを活用する学習活動を充実させることで、思考力・判断力・表現力を育み、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動できる『生きる力』を育てることが引き続き重要とされています。そのためには、『生きる力』を支える3つの柱、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた育成が必要不可欠となります。

これは、まさに、生涯にわたり学習を行うために必要な基礎的・基本的な能力や自ら学ぶ意欲や態度を養い、心豊かな人間形成を図るためのものです。

そこで、これら新しい教育の取り組みに対して、各学校における創意と工夫のある学習活動を支援します。また、児童・生徒の興味・関心に対応できるよう、個に応じた指導を充実させ、夢や希望をはぐくむ教育を推進します。

さらに、こうした学習活動を推進するため、教育方法の多様化に対応した施設や設備の充実を図るとともに、地域の多様な人材を発掘し、その活用を進めます。

【推進方策】

1 個に応じた指導の充実

内 容	担当課
総合的な学習の時間や選択学習などで、児童・生徒の興味・関心を生かした教育を進めます。	学校教育課
社会科見学や宿泊学習・職場体験など、体験活動を通じた学習を進めます。	学校教育課

2 社会の変化に対応した教育の推進

内 容	担当課
児童・生徒と高齢者の世代間交流活動を進めるとともに、障がい者施設や高齢者施設での交流により、福祉への理解を促進します。	学校教育課
児童・生徒の国際理解を促進するため、ELT による外国語教育を進めるとともに、中学生については、海外に派遣します。	学校教育課
小・中学校にパソコンを設置し、情報活用能力の向上に努めます。	学校教育課
地球環境への理解を深め、自らできること、実践活動へ進むことを指導します。	学校教育課

3 教育環境の整備

内 容	担当課
教育効果を高めるため、学校施設、設備・備品の計画的な整備・改善、更新、新規導入等に努めます。	学校教育課 教育総務課

4 地域人材の活用

内 容	担当課
地域のすぐれた人材の協力による学習機会を設けます。	学校教育課

第8節 生涯スポーツの振興

【基本方針】

スポーツ活動は、記録への挑戦や体力の維持増進のほか、楽しさや爽快感、相互の連帯感の醸成といった精神的充実感を満たすためにも重要な役割を果たしています。

近年、自由時間の増大や生活水準の向上、高齢化社会への移行に伴い、市民の間には健康や体力づくりの意識が高まるとともに、住民相互の交流機会の確保、仲間づくり、家族のふれあいなどへの欲求も増大しています。

現在、市民が活動している内容の第一がスポーツであり、今後の参加意識としてもスポーツ活動がもっとも多くなっています。

こうしたことから、幼児から高齢者までのすべての市民が生涯を通じて気軽にスポーツを楽しめる条件の整備に努めます。

市民へのスポーツ情報を提供する手段としてはホームページ、市の広報紙、「スポーツもばら」等がありますが、今後は各機関や施設が連携した総合的な情報の提供を図ります。

主催のスポーツ教室については、健康志向に対応した新たな教室の開催を進めます。また、現在は市民体育館内の教室が中心ですが、屋外スポーツについての教室も開催します。

スポーツ指導者についても、千葉県スポーツリーダーバンク登録指導者や22名体制の体育指導員の協力を得て、各種行事等の開催やニュースポーツの普及を図るとともに、指導者の育成も進めていきます。

また、誰もが生涯スポーツを楽しめる環境を整備し、高齢者や障がい者もスポーツ活動を楽しめるよう支援します。

本市のスポーツ施設としては、市民体育館・市営野球場・市営庭球場及び運動広場がありますが、老朽化が進んでいるため、整備拡充を図ります。

学校施設開放では、市内小・中学校の体育館・格技場・グラウンドのほか一部県立高等学校の体育施設などがあります。しかし、利用手続きに煩雑さがあることから、改善を図っていきます。

その他市内には、企業の福利厚生施設としての体育館・グラウンド等があり、一部が市民にも開放されています。さらに、長生郡市温水センター、スポーツ運動広場があります。千葉県長生の森公園施設では野球場、庭球場、ゲートボール場があります。今後こうした施設に加え、郡内の公共スポーツ施設や有料の民間スポーツ施設のネットワーク化を図り、利用者の利便性向上に努めます。

【推進方策】

1 スポーツ・レクリエーション情報の提供

内 容	担当課
「スポーツもばら」や広報により、各種スポーツ教室の開催や施設の利用・大会の結果等の情報を提供します。	体育課

2 スポーツ教室等の開催

内 容	担当課
市民体育館や広域公園の施設を利用したスポーツ教室のほか、屋外スポーツや、ニュースポーツの普及を進めます。	体育課

3 スポーツ指導者の養成

内 容	担当課
ニュースポーツの普及や地域のスポーツ・レクリエーションを振興するため、体育指導委員の確保と研修をすすめます。	体育課

4 障がい者や高齢者向けスポーツ教室の開催

内 容	担当課
障がい者や高齢者のスポーツ大会等に、社会福祉協議会と連携し、ボランティアの派遣を支援します。	障害者福祉課 高齢者支援課

5 学校体育施設の開放促進

内 容	担当課
学校体育施設の開放について促進します。	体育課 生涯学習課

第9節 芸術・文化活動の振興

【基本方針】

市内には、芸術文化活動の拠点として、美術館・郷土資料館、市民会館、東部台文化会館があり、身近な文化活動の場としては、公民館や福祉センターなどがあります。しかし、市民会館については、施設・設備の老朽化が進んでいることから、施設の維持補修を進めるとともに、将来を展望した新たな文化会館の建設について検討します。

芸術文化の振興には、芸術にふれる、芸術を創造する、芸術を発表するという三つが必要であり、このうちふれるについては優れた美術品や音楽、演劇の鑑賞や体験活動の機会を提供します。

創造、発表の中心となる文化活動については、音楽、美術、書道をはじめ各種の団体が加入している文化協会の組織を強化し、各種の文化活動を自主的に運営できるよう支援するとともに、指導者の育成、確保に努めます。

市内には、国指定2件、国登録3件、県指定12件、市指定44件の文化財があり、これらの保護に努めています。今後は、所有者の理解を得て、文化財の保護をしながら、市民への周知と活用を図ります。

歴史民俗資料については、昔の人が使った道具類を中心に収集・整理し、郷土資料館で展示公開していますが、年月の経過とともに資料の散逸もみられます。今後、市史編さんを視野に入れ、各機関が連携して資料を収集し、整理と活用を進めます。

地域の伝統芸能等については、市内に17の伝統芸能等保存団体が登録されており、これらを継承していくための記録保存や後継者等の育成を図ります。

【推進方策】

1 文化施設の整備

内 容	担当課
市民会館の維持補修を進めます。	市民会館
芸術文化の活動拠点として、広域的な見地を含め文化会館の建設を検討します。	生涯学習課
東部台文化会館施設の維持補修を進めます。	東部台文化会館

2 美術品や資料の収集・展示

内 容	担当課
優れた美術作品や郷土資料による収蔵展・企画展を開催します。	美術館・郷土資料館
郷土ゆかりの作家の作品及び作家資料を収集、展示します。	美術館・郷土資料館

3 芸術・文化鑑賞及び体験機会の提供

内 容	担当課
音楽鑑賞、美術鑑賞、観劇など芸術文化鑑賞や体験活動事業を進めます。	生涯学習課

4 文化団体・グループの育成

内 容	担当課
文化協会未加入団体の加入を促進するなど、文化協会の組織充実を支援します。	生涯学習課
地域の人材発掘による文化活動指導者の確保・育成を図るとともに、団体・グループの育成にも努めます。	生涯学習課

5 文化財保護

内 容	担当課
文化財調査を行い、貴重なものは指定文化財として、保護・保存に努めます。	生涯学習課
文化財を広く市民に知らせる冊子の発行を検討します。	生涯学習課

6 伝統芸能等の保存・育成

内 容	担当課
郷土の伝統芸能等の記録保存を進めます。	生涯学習課
保存団体の活動を支援し、後継者の育成に努めます。	生涯学習課
児童・生徒が、日本や地域の伝統芸能等にふれる機会を提供します。	生涯学習課 学校教育課

第3章 生涯学習を支援するシステムの整備

第1節 学習情報提供システム・学習相談体制の整備

【基本方針】

市民の自主的、自発的な学習活動への参加を促進するためには、学習内容や学習方法、時間、場所、費用など、市民の求めに応じて適切な学習情報を提供したり、学習についての相談を行ったりする体制の整備を行う必要があります。

また、市民の学習意欲を高めるためには、学習機会に関する情報とともに、自分を向上させるために必要な学習や、学んだ成果を実際に生かしている活動なども紹介し、学習者を支援していくことが必要です。

これまでの学習情報は、市の広報や生涯学習情報紙「ハロータウン」が中心ですが、市民の要求に応じた内容を速やかに提供することが重要になります。

今後は、庁内関係部署や県、近隣市町村など広範囲にわたる生涯学習関連施設とのネットワーク化を図るとともに、民間団体などが実施している学習事業の情報も収集し、総合的な学習情報の提供を進めます。

また、市民の多様なニーズに迅速に対応できるよう、ホームページの開設やインターネットなどを利用した学習情報提供システムを整備します。

さらに、これらの情報を市内の生涯学習関連施設と共有し、身近な場所で提供したり気軽に相談できる体制の整備に努めます。

【推進方策】

1 学習情報の提供

内 容	担当課
市内の各学習施設が、それぞれの学習情報を共有化し、効果的に提供できるよう、学習情報提供システムの整備を進めます。	生涯学習課
生涯学習情報紙「ハロータウン」の内容充実を図ります。	生涯学習課
庁内関係部署および教育機関、民間団体等が提供する学習事業を調査し、総合的な学習ガイドブックを発行します。	生涯学習課

2 学習に関する窓口相談

内 容	担当課
学習情報システムの整備と連動しつつ、学習活動について、気軽に相談できる窓口を公民館や図書館、福祉センターなどで行います。	関係各課

第2節 地区拠点施設の整備とネットワーク化

【基本方針】

市民が日常的に学習活動に取り組めるよう、各地区に学習拠点となる施設として、公民館や福祉センターを整備してきました。今後とも、順次こうした地区拠点施設の整備を進めるとともに、老朽化した公民館建て替えの検討を行います。また、利便性を高めるため、利用時間の拡大などを含め、管理運営の弾力化に努めます。

昭和48年に開館した図書館については、増大する図書利用に対応してきたため、手狭になっています。また、近隣町村からの図書館利用も増大しているところから、広域的な視点に立った生涯学習センターの設置を考慮しながら、既存の図書館の整備を拡充します。さらに、公民館や福祉センター図書室と図書館をネットワークした全域サービス網の構築を進めます。

これら地区拠点施設は、市民のニーズに適切にこたえられるよう、開かれた学習施設として利用者の立場に立った事業の実施が求められています。そのため各施設が相互に情報を交換できる体制を整備するとともに、互いに役割を分担しながら円滑で柔軟な運営を進めます。

【推進方策】

1 福祉センターの整備

内 容	担当課
福祉の拠点施設である市内6箇所に設置された福祉センターの整備に努めます。	社会福祉課

2 公民館の改築

内 容	担当課
老朽化した本納公民館については、複合施設として建て替えの検討を行います。	企画政策課 生涯学習課

3 公民館等の利用方法の検討

内 容	担当課
学習関連施設の有効な利用を図るため、利用時間の拡大など、管理システムの弾力化を検討します。	関係各課

4 図書館の整備・充実

内 容	担当課
地域に密着した図書館施設の整備を進めます。	図書館
学校図書室との連携を強化し、内容の充実と利便性の向上を図ります。	図書館

5 図書館事業の充実

内 容	担当課
市民の要望にこたえた学習資料を整備するとともに、地域文化の振興を図るための資料収集を進めます。	図書館
古文書講座や読み聞かせなどの事業を拡充します。	図書館

6 読書活動の推進

内 容	担当課
子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの豊かな感性・情緒を育む読書活動をさらに推進します。	生涯学習課 図書館



第3節 学社融合の推進

【基本方針】

小・中学校は、児童・生徒が生涯学習の基礎を学ぶ重要な役割を担っていますが、児童・生徒の資質や能力は学校だけで育成されるものではなく、地域や家庭の中でバランスのとれた教育や活動を通して育まれるものです。

しかし、家庭や地域社会における自然・社会・生活体験の取り組みは、指導の継続性や専門性などにおいて困難な部分も多いのが現状です。

教員の意識調査では、学校施設や教育機能の開放について、約9割の教職員が賛成しており、社会教育事業に対して、ボランティアとして協力することについても、約7割は協力する意向を示しております。

こうしたことから、地域人材の学校教育での活用や社会教育事業への参加、学校施設の開放と教職員の社会参加など、学校が学習活動や地域交流などの学習センターとなるよう環境整備を進めます。

【推進方策】

1 学校施設の開放促進

内 容	担当課
市民が学習活動等で利用しやすい学校施設の開放のあり方を検討し、利用の促進を図ります。	生涯学習課 学校教育課 体育課

2 地域人材等の活用

内 容	担当課
学習指導要領の改訂に伴う、総合学習を推進するため、地域の人材発掘と活用、及び社会教育施設や事業の活用を図ります。	生涯学習課 学校教育課
地域の人材や教員、社会教育の指導者の情報を学校教育と社会教育が共有し、多様化する学習者のニーズに対応します。	生涯学習課 学校教育課

第4節 高等教育機関・高校との連携

【基本方針】

多様化・高度化する学習ニーズに対応し、生涯にわたる充実した学習機会を得るためには、大学等の高等教育機関を活用する必要があります。

現在、城西国際大学や三育学院大学と連携した公開講座を実施していますが、その他にも県内には国立大学をはじめ多くの大学があり、公開講座等を開催しています。こうした大学との連携に努め、高度な学習要求に対応する事業の検討や情報提供を進めます。

また、市内には県立高校3校と私立高校が1校あり、一部については、施設・設備を開放するとともに、開放講座を開催しており、今後とも高等学校との連携、協力を推進します。

生涯学習社会においては、一度学業を終えて社会に出た後も、必要に応じて再び学校で学ぶことが容易にできることが求められています。このため、高等教育機関が行う、社会人を対象としたリカレント教育に関する情報提供を進めます。

【推進方策】

1 近隣大学・高等学校との連携

内 容	担当課
各種大学公開講座等の開催を支援するとともに、主催事業への講師派遣等の連携を図ります。	生涯学習課
高等学校開放講座の充実を働きかけます。	生涯学習課

2 リカレント教育の推進

内 容	担当課
社会人のためのリカレント教育を推進するため、高等教育機関が行っているリカレント教育に関する情報や資料を収集し、提供します。	生涯学習課

第5節 施設・設備の整備・充実

【基本方針】

市内には公民館が4館ありますが、老朽化が目立ち、利用者の増加もあって手狭となっています。また、学習情報の提供や相談、学習事業の研究開発も十分ではありません。

こうしたことから、市民の多様化・高度化する学習ニーズに対応し、生涯学習の一層の振興を図るため、県や近隣市町村など広域にわたる生涯学習関連施設とのネットワーク化、市内の学習関連施設の拠点、情報収集と提供、学習相談や指導者の養成、学習事業の研究・開発など生涯学習推進の中核となる施設として、(仮称)「生涯学習センター」の設置について協議・検討を進めます。

また、既存の各学習施設は、相互に連携を図りながら市民の学習活動を総合的に支援するため、機能の充実を図ります。

【推進方策】

1 生涯学習センターの検討

内 容	担当課
活発な学習活動を支援するため、学習機会の提供、学習情報の収集と提供、学習相談、指導者育成などを進める中核施設となり、公民館や図書館機能を有する複合施設として、「生涯学習センター」について検討します。	生涯学習課

2 既存施設の機能の整備

内 容	担当課
公民館をはじめ各学習施設については、学習情報の提供や学習相談、学習事業を研究開発するなど、総合的に学習者を支援できる推進機能の充実を図ります。	生涯学習課 各学習施設

第6節 指導者等の育成・支援と活用

【基本方針】

学習活動は、その成果を学習支援者として指導者やボランティア活動などで生かすことにより、一層質の高い、豊かなものになります。そして、今後学校教育、社会教育、地域社会などあらゆる分野で活動が期待されます。

そこで、これらの活動が円滑に行えるよう指導者等の養成、登録制度（講師登録等）、活動の場の確保を進めます。

また、学習支援等の活動を奨励、支援するためのネットワークを形成するとともに、高齢者や障がい者、在留外国人など種々の理由で学習機会が得られない人々への支援体制を整備します。

学習支援等の活動は、学んだことを生かす機会であるとともに、自己を豊かにし、活動の中でさらに学ぶことも多いのです。こうした活動は、環境保護、学校教育、文化・スポーツ活動、保健、福祉、国際交流、国際援助、災害救助、地域振興など様々な分野で展開されることが期待されます。

また、指導者等の養成、登録制度（講師登録等）、活動の場の提供を進めます。

高齢者や障がい者、在留外国人など種々の理由で学習事業に参加することが困難な人々への支援体制も整備します。

【推進方策】

1 指導者等の育成・支援

内 容	担当課
社会教育関係団体の指導者を発掘し、育成します。	生涯学習課
市民カレッジを発展させるなどにより、公民館や図書館などで活躍する生涯学習ボランティアの養成研修を進めます。	生涯学習課

2 指導者等活動の場の提供

内 容	担当課
指導者として講師登録（無償含む）を行い、団体からの要望による派遣等により活動の場の提供を図ります。	生涯学習課
各学習施設の事業で、学習ボランティアの活動の場を提供します。	生涯学習課

3 高齢者や障がい者等の学習支援

内 容	担当課
高齢者や障がい者及び乳幼児を抱える母親などの学習参加のため、社会福祉協議会と連携し、ボランティア派遣を支援します。	障害者福祉課 高齢者支援課 子育て支援課
点字、朗読、手話、スポーツ・レクリエーション活動や学習を指導できる人材を社会福祉協議会と連携し派遣します。	障害者福祉課 生涯学習課 体育課



第7節 団体・グループの育成と支援

【基本方針】

学習活動を行っている市民のうち、約4人に1人が「地域での研究会、サークル・グループ活動」に参加しており、学習活動への参加と発展に、各種団体・自主グループは大切な役割を担っています。

生涯学習関係団体としては、社会教育関係の各種連盟や協会、公民館・図書館・体育館等に登録している自主グループ、学校開放登録団体、体育協会所属団体、社会福祉協議会の登録ボランティアグループ、スポーツ少年団などがあり、平成21年度現在では600団体にのぼり、年々増加しています。

これら団体・グループは、それぞれの目的に応じた自主的な活動を展開しているほか、各種大会、発表会、展示会等を通して、自らの学習成果を発表するとともに、市民にも様々な学習機会を提供しています。

しかし、各団体は、会員や活動場所の確保、学習事業の拡大、指導者不足などの課題を抱えていることから、関係者を交えて対応を研究します。

また、約半分の団体が学習成果をボランティア活動で生かしたいという意向をもっており、こうした団体・グループの活動を支援することで、市民の学習活動やボランティア活動を促進することにつながることを期待されます。そのため、団体・グループが連携し、情報交換や交流ができる組織・支援体制の整備を進めます。

【推進方策】

1 団体・グループの指導者研修会の充実

内 容	担当課
生涯学習団体やグループの指導者を対象にした研修会を開催します。	生涯学習課

2 団体・グループの交流機会の提供

内 容	担当課
各種団体・グループの交流機会等を提供します。	関係各課

第4章 生涯学習推進体制の充実

第1節 庁内推進体制の充実

【基本方針】

生涯学習は、行政各課・委員会にまたがる総合行政です。行政各課・委員会は、市民の多様な学習ニーズや地域課題への対応、まちづくりの必要性などから様々な生涯学習関連事業を実施しています。

しかし、これら事業については行政各課・委員会間での調整は行われず、独自に企画立案しています。

市民の学習ニーズや必要課題に沿って生涯学習を効果的・体系的に進めるためには、学習事業や学習施設・設備・指導者などに関する情報を関係各課が共有し、重複する事業の整理統合や不足している内容の充実を図る必要があります。

また、伝統芸能の継承や環境保全、男女共同参画の推進など、市民の学習ニーズとしては少ないものも、市行政として取り組まなければならないものは、これを積極的に推進し、学習事業としても実施する必要があります。

このためには、行政各課・委員会が、絶えず学習事業との関連性に配慮し、互いに連携を図りながら推進することが重要となります。

本市では、平成10年度に全庁的な連携を図りながら生涯学習を推進するための組織として生涯学習推進本部を設置しており、今後推進本部での協議を基本に、事業調整や事業内容の充実、推進施策の円滑な実施に努めます。

また、あらゆる部署で行われる事業一つ一つが、生涯学習に関連しているということ認識し、生涯学習事業を創造的、効果的に推進するため職員の意識向上に努めます。

【推進方策】

1 生涯学習推進本部の運営

内 容	担当課
生涯学習に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内に設置した「茂原市生涯学習推進本部」の運営の充実を図ります。	生涯学習課

2 職員体制の充実

内 容	担当課
職員一人ひとりが生涯学習の視点に立って、関連事業を展開することができるよう、行政各課・委員会間の横断的な連携体制の充実に努めます。	生涯学習課

第2節 市民参加の推進体制

【基本方針】

生涯学習は、市民一人ひとりが学習を求め、学び、深め、生かしていくものです。そのため、生涯学習の推進施策は常に学習者の立場に立って検討し、実施していくことが大切です。

そのため、民間の有識者をはじめ、関連機関の代表や有識者からなる茂原市生涯学習推進協議会を組織して、本計画の策定に意見をいただきましたが、今後は、計画内容の具体化を計るための検討を進めるなど、充実した活動を促進します。

また、情報紙の発行や各種大会、催し物の開催など生涯学習事業の実施にあたって、市民の声を反映させる機会を確保するとともに、ボランティアなどの参加を要請していきます。

【推進方策】

1 生涯学習推進協議会の運営

内 容	担当課
市民参加の組織である「茂原市生涯学習推進協議会」の活動を促進します。	生涯学習課

2 市民の参加機会の充実

内 容	担当課
学習機会の提供や内容の検討に際し、市民が参画できる機会を提供します。	生涯学習課
各種大会、発表会等の開催にあたり、実行委員会方式など市民主体の開催方法の普及を図ります。	関係各課

第3節 関係機関・団体・企業との連携

【基本方針】

本市には、県の生涯大学校があり、多くの高齢者が学習活動に参加しています。また、長生郡市広域市町村圏組合でも学習機会を提供しています。さらに青年会議所やJ A、ゴルフクラブ、電力会社などの民間の事業所でも学習機会を提供しています。

しかし、これら関係機関・団体・企業が行っている事業に関する情報を集中して管理する体制がないため、十分な情報を提供できないのが現状です。

そのため、関係機関や各種団体、企業、民間のカルチャーセンター、スポーツ施設などとの連携を深め、情報の収集、管理と提供を進めて、市民の学習ニーズにこたえていきます。

また、芸術・文化事業や国際理解など指導者や講師の確保が難しい学習事業についても、県や近隣市町村、さらに大学や民間の教育産業などの協力を得て進めていきます。

【推進方策】

1 学習関連情報の収集・提供体制の整備

内 容	担当課
国・県、周辺市町村の生涯学習関連施設の情報や、民間のカルチャーセンター、スポーツ施設などに関する情報、各種学習・スポーツ団体の情報、企業の学習情報などを収集し、多様なメディアを活用して市民への提供を進めます。	生涯学習課

2 指導者の養成・確保に関する連携

内 容	担当課
国・県の教育・研究機関などを活用して、指導者の養成・確保を進めます。	生涯学習課
学習・講座の講師に、市民や民間企業の人材を活用します。	生涯学習課

3 民間施設の利用促進

内 容	担当課
市内の民間事業者が所有している施設の利用を促進します。	関係各課